⑭　低入札価格調査対象となった者は、以下の条件をすべて満たすこと。

①　上記⑤に掲げる主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。

②　追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。

⑮　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑯　特定建設工事共同企業体の競争参加資格申請書の受付について

①　本工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）の競争参加資格審査申請を次のとおり受け付ける。

提出書類　共同請負入札参加審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書、委任状（適宜）及び建設業許可申請書の写し（以下「特定ＪＶ登録申請書等」という。）

提出期間　令和２年１月15日（水）から令和２年２月10日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで

提出場所　独立行政法人都市再生機構西日本支社　総務部契約課

提出方法　持参又は郵送（書留郵便）によるものとし、郵送その他によるものは受け付けない。

申請書及び資料は、特定ＪＶデータの登録後、電子入札システムにより提出することができる。（使用するＩＣカードについては、電子入札運用基準８－４を参照）

なお、上記期間内に特定ＪＶ登録申請書等を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはできない。

②　構成員の数及び組合せ　上記⑴から⑮及び次の③に掲げる条件を満たす者で構成され、かつ、次の④により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

③　構成員の技術的要件

㋑　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

㋺　発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種工事を施工した経験があること。

㋩　発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

④　出資比率　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

⑤　代表者要件　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であってかつ、出資比率が最大であること。

⑥　認定資格の有効期間　認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

⑦　その他

㋑　共同企業体の名称は、「○○・○○建設工事共同企業体」とする。

㋺　⑤に該当する工事経歴書を添付すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事は総合評価落札方式の施工技術確認型（タイプＢ）であり、現場説明書、設計図面、公共住宅建設工事共通仕様書及び関連法規等に明記された標準的な内容を超える提案を求めるものである。本工事の総合評価に関する「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」の評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書別紙１「評価項目、評価基準及び配点」のとおりとする。

⑵　総合評価の方法　上記⑴の入札の評価に関する基準に示す評価項目の提案について、標準的なものは標準点100点とし、評価基準以上のものとして当機構が「評価」した提案においては、上記⑴により最大40点を加算する。

⑶　落札者の決定方法　入札参加者は、「価格」と「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記⑵によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が２名以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

・評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

４　入札手続等

⑴　担当部署

①　公募条件について　〒536―8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番85号　独立行政法人都市再生機構西日本支社　技術監理部　工務・品質管理課　電話06―6969―9169

②　入札手続について　〒536―8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番85号　独立行政法人都市再生機構西日本支社　総務部契約課　電話06―6969―9023

⑵　設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法　設計図面及び現場説明書等は、ＣＤ－Ｒデータにより無償にて交付する。ただし、発送に係る費用は、交付希望者の負担とする。交付を希望する場合は、当機構ホームページ掲載の入札公告に添付している「図面等（ＣＤ－Ｒ）申込書」を下記の受付期間中にＦＡＸにて送付し、申し込むこと。ＦＡＸ受領日より、３営業日後までに到着するように独立行政法人都市再生機構西日本支社コピーセンター受注業者「株式会社京阪工技社」から着払い便にて発送する。（土曜日、日曜日及び祝日は、営業日として数えない。）３営業日を過ぎても到着しない場合は、ＴＥＬにて確認すること。

ＦＡＸ受付期間　令和２年１月15日（水）から令和２年２月14日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時30分から午後５時まで

ＦＡＸ送付・問合せ先　独立行政法人都市再生機構西日本支社　総務部契約課　電話06―6969―9023　ＦＡＸ06―6969―9572

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　令和２年１月16日（木）から令和２年２月14日（金）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで

②　提出方法　申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受け付けを行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、持参により４⑴①へ提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

③　ヒアリング　「施工計画」に関する提案についてのヒアリングを必要に応じて行う。日時については、工務・品質管理課より指定するので、指定された日時に内容を説明できる者が出席すること。